

# 『萬葉集』 卷十六・三八四六番歌の訓読と解釈

——「馬繫」と「半甘」を中心に——

池原陽齊

はじめに

本稿では『萬葉集』卷十六所収の以下の二首、とりわけ三八四六番歌を主たる検討対象とする。まずは二首の本文を引用する。

① 法師等之鬢乃剃杭 馬繫 痛勿引曾 僧半甘  
ホフシラガ ヒゲのそりヒ ウマツギ イタクナヒキモ

(三八四六)

② 檀越也 然勿言 五十戸長我 課役徵者 汝毛半甘  
ダニヤ ヤシガモノナイヒモ 然シカモナイヒモ 五十戸長我 課役徵者 汝毛半甘

(三八四七)

当該二首は、近時の諸注を鳥瞰するかぎり、法師と俗人がたがいの泣きどころを攻撃して、「そんなことをしたら僧（汝）も泣くだらう」と揶揄しあったたと解釈され、

ほとんど異説は提出されていない。しかし当該二首、とくに①は訓読や解釈にすくなくならぬ問題をのこしており、実のところ歌意はさだめがたいようにおもわれる。

まず、結句の「僧半甘」、「汝毛半甘」は、それぞれ「ほふしはなかむ」、「いましもなかむ」と訓むのが一般的であるが、「半甘」を「なかむ」と訓むことは、築島裕や尾山慎がしめす『萬葉集』の表記原則に照らして不審な点がおおい。研究史においても幾度か疑義が提出されており、この点に留意して、あらためて「半甘」の訓みを検証したい。<sup>③</sup>  
また、①の第二句から第三句の連接については、「ひげの剃りあとに馬をつなぎ」と、ふたつの格助詞の省略をみとめるのが古注以来一貫した解釈であり、定説といつてよい。しかし、格助詞二は省略しにくいという構文研究の成果を考慮すると、この定説にも再考の余地がある。第三句

の解釈をみなおすことよって、この連接についてもあらたな可能性を提示したい。

以上、ふたつの通説への批判をとおして、当該二首の再検証をおこなう。

### 一 表記法と訓読の原則——『萬葉集全註釋』説の再評価

さて、まずは「半甘」の訓読について検討する。とくに①の結句への検証をとおして、「半甘」を「は(も)泣かむ」と訓む通説の問題点を浮き彫りにしたい。

①の結句を「法師ハナカム」(係助詞ハ+動詞ナク(泣)+助動詞ム、以下「はナカム」と表記する)と訓んだのは幕末明治期の国学者敷田年治<sup>5)</sup>で、この試訓が『新訓』などに採用されて現在にいたっている。「ひげの剃りあとをあんまり引つ張るな、法師が泣くだろう」という歌意は穩当で、支持されやすい案であったといえる。しかし、たとえば新編全集頭注が「訓義に疑問がある」というように、論証が充分になされてきたとはいえない面があるので、以下では具体的な問題点を指摘し、検討をおこなう。

まず当該歌の表記をみると、助詞の表記が綿密なことに気づく。①では「之」、「乃」、「曾」が、②では「也」、「我」、「者」、「毛」が丁寧に表記され、遺漏がすくない。とくに①と②の結句「僧半甘」と「汝毛半甘」とを比較すると、

後者には助詞モが表記されており、前者にのみハの訓添を期待するのは均整を缺きらいがある。

もちろん、結句以外に目をむけると、②の第二句「然勿言」は「シカモノナイヒソ」と訓むべきだから、モとソは訓添とみるほかない。ただし、当該句は①の第四句「痛勿引曾」をうける可能性がたかいから、ソについては、わざわざ書くまでもないという判断がはたらいたのではないだろうか。すると例外はモのみとなり、当該二首の書記者は訓添の利用には積極的でなかったとみていいだろう。①だけを対象とすると、訓添が一切ないことにも注意すべきである(『注釋』所引橋本四郎説)。

また、かりにハを訓添とみて、「半」をナ、「甘」をカムと訓むと、四段動詞ナクが二字に分断されることになるが、このような漢字と訓の対応は、『萬葉集』を中心とした上代文献が、「四段活用」の單純動詞は一般に語尾を記さず、特に語幹が一音節のばあいは、意字一つに語尾まで含む<sup>6)</sup>という、築島がみいだした表記原則に抵触する。築島がいうように、『萬葉集』には「咲加」、「開伎」、「咲久」のような「語幹だけを正訓「咲」「開」で書き、活用語尾だけを「加」「伎」「久」のやうに万葉仮名で書いたものは、一例も見出すことが出来ない」のだから、通訓によると「半甘」は例外ということになる。

そもそも、「半」をナと訓む説は、「淳中倉太玉敷天皇」<sup>(敏達紀・用明紀、『古事記』では沼名倉太珠敷命)</sup>のように「中」をナと訓む例をふまえ、「半」と「中」の通用をみとめるものであるが、この見方に対しては、稲岡耕二に以下のような批判がある。

これ「半」と「中」の通用をさす——稿者注)は一見合理的な説明のようで、個々の文字の性格を無視したものであろう。中は音仮名としてほとんど用いられず訓頻度の高い仮名であるが、半は右にも記した(集中の「半」に借訓仮名のたしかないことをさす——稿者注)通り、そうはいえない。かような点を無視して、「中」字と同じく半をナの訓仮名として書いたものは、私には思われないのである。<sup>(8)</sup>

稲岡がいうように、「半」の字は訓仮名として利用された痕跡にとほしく、「世中 常如 雖レ念 半手不<sub>レ</sub>忘 猶戀在」(卷十一・二三八三)という定訓をみない一例をのぞけば、ハの音仮名として使用される二例(卷五・八四九、卷二十・四四五八)があるのみである。

問題の二三八三番歌の「半手」についても、「カタテ」(大系)、「カツテ」(楠本文篇)、「ハタタ」(井手至)<sup>(9)</sup>などの説をみるが、いずれも訓字を志向し、訓仮名とみない点は一一致している。すくなくとも、第四句のうち「不<sub>レ</sub>忘」

が「わすれず」であることはうごかないだろうから、「半手」は三音に訓む必要があり、「半」をナと訓むのは困難だろう。

一方で、神武紀や『和名抄』などにみえる地名「長柄」が、「ナガガラ」の同音脱落「ナガラ」で訓まれることを根拠に、「半甘」を「はナカム」と訓む『全釋』の理解には注意をほらうべきとおもわれる。この説によると「半」はナカの訓字表記となるから、活用語尾を漢字一字にふくむことができ、築島の原則に適應する。同時にナの訓仮名でもなくなるので、稲岡の批判にも抵触しなくなる。

『金剛波若經集驗記』平安初期点や、『類聚名義抄』(観智院本・蓮成院本・高山寺本・西念寺本)に「半」をナカバと訓む例があるので、ナカという訓み自体に不審はない。また同音脱落をふくむ表記法については、当該歌に関する検討とは別に、工藤力男が「科長」(斉明紀など)を「シナガ」、「打乍」(卷四・七八四)を「ウツツ」と訓む例をしめし、山口佳紀も「忍代」(景行記など)を「オシロ」と訓む例などに言及するから、『全釋』説は上代の表記法に即して無視しがたい。

しかし、これらの例がいずれも一単語内における同音脱落を意図する表記であるのに対し、「半甘」を「はナカム」と訓む説は動詞ナク+助動詞ムという文節への対応を要求

しており、同一視することはむずかしい。同音脱落を想定する表記自体も一般的とはいいがたく、「半甘」を「はナカム」と訓むことは、なお特殊な態度といつていいだろう。積極的に採用すべき訓であるとは考えにくい。

ほかの説にも目をむけると、たとえば新編全集は、「第五句を歌意から推してホフシハナカムと読んだが、その結果、「半」をハナ、「甘」をカムのそれぞれを二音仮名と認めるごときことになった」(①解説、三九九頁)とする。訓み自体は上述の説とおなじだが、「半」を音仮名ハナとするため、訓添の有無に関して差異がある。

この新編全集説は音訓の仮名を混淆させない点、訓添説より合理的で、訓字(意字)ではなく音仮名とみるため、「四段活用の単純動詞」の表記原則にも抵触しない。しかしこの説によると、①と②の結句「僧半甘」と「汝毛半甘」とのあいだで矛盾が生じる。

すなわち、①については二音仮名の結合をみとめるとしても、②は助詞モ(毛)が表記される以上ナカムとしか訓めず、「半」は二音仮名とならない。すると、おなじ「半甘」という表記でありながら、「半」の字を一方は音仮名ハナ(①)、一方は訓字ナカか訓仮名ナ(②)と訓むことになり、照応がとれなくなる。

また、助詞ハと動詞ナクの語幹ナを、「半」という漢字

一字の訓と認定すること自体、二合仮名の原則からみて困難なようにおもわれる。二合仮名とは「子音韻尾字に母音を添加した一字で二音の音節をもつと把握される音仮名」をさす。その性質については尾山の詳細な研究があり、「半甘」についてもつぎのような言及がある。

二合仮名表記は、文字列が必ずしも文節と対応しているとは限らないが、「僧半甘(ほふしは泣かむ)」を、もし二合仮名と見れば、これは極端なほどに文節と対応しておらず、かなり訓みにくいのではないか。こういった形に該当する他の表記例は見いだされず、またほかに半の字の二合仮名も集中には見いだされないため、二合仮名として「半ハナ」と断じることが躊躇される。

傍線部の「こういった形に該当する他の表記例」に関する具体的な説明はないが、「文節に対応しておらず」という文言によれば、助詞に動詞語幹を接続し、一漢字と対応させる例がほかにないということであろう。たしかに「半」に類するような例はほかにみられない。新編全集の案はいくつもの原則に抵触するようである。

さて、ここですこし視点をかえて、当該二首の活用語ないしはその転成ととれる語をみてみると、「剃」、「繫」、「痛」、「引」、「言」、「徴」といずれも意字表記であり、通

説によれば「半」のみが例外となる。ナク(泣)は、音仮名表記巻をのぞけば、「泣」、「鳴」、「哭」などの意字で書くのが原則であり、ナカムについても、「鳴六」(巻三・四八三)や「將レ鳴」(巻九・一七八〇)のように、訓みに混乱が生じない表記法は集中に複数存在するのに、当該二首がわざわざ「半甘」と異例の表記をもちいる理由は想定しづらい。訓仮名がおおく表意性をもつという橋本四郎の説もふまえると、「半」にナクの語幹をあてたとすれば、これはきわめて例外的な処置となる。

「半甘」をナカム、ないしは「はナカム」と訓む諸説は、可能性が皆無とまではいえないが、いずれもかなり特殊な訓みかたを期待することとなり、積極的には支持できない。もっと順当な訓みが模索されるべきだろう。

そこで、つぎにはナカム説以外に目をむけて、よるべき訓みが提示されているかどうかを検討したい。まず諸本をみると、次点本は無訓歌で、新点本に「ナカラカモ」とある。この仙覚訓に「ナカラカム」と『略解』がわずかに修正をくわえ、以降『古義』や『萬葉秀歌』に踏襲される。しかし、①の下旬を「あんまり引つ張るな、法師が半分になつてしまふから」と解するのは、いくら戯嗤歌とはいえ穩当さを缺く表現であり、したがいがたい。

また、『井上新考』の「ナゲカム」は「半」と「歎」の

誤写説、『男信』の「ハネナム」、「佐佐木評釋」が引用する「ナキナム」(岡本保孝説)は、「甘」を「嘗」の略筆とみる説でいずれも根拠にとほしい。ほかに『佐佐木評釋』が引用する「ナカマシ」(松岡調説)と、佐佐木自身の一案「ナカラマシ」は、それぞれ「ナカアマシ」、「ナカラアマシ」から母音結合による「ア」の脱落を期待する訓だが、「甘」とアマシの照応は集中の例に適應しないし、助動詞マシならば「益」、「爰」、「申」など、集中にいくらかも常用の訓字表記例があるから、母音脱落を期待する異例の表記法をとる理由が説明できない。

一方、武田祐吉は『全講』で「ハニカマム」という試訓をしめし、ついで『全註釋』で「甘をカマムとすることは例がなく無理」との理由によつて前説を撤回し、ハニカムとあらためた。この説の特徴は、「半甘」を字音假字としてハニカムと讀む」というように、「半甘」をいづれも音仮名とみとめる点にある。「半」を「ハニ」と訓むことについては、『難波』(巻四・六一九など)や『見雖不飽君』(巻九・一七二結句)のような類例の存在が保証するし、『新撰字鏡』に「半臂 波尔比」とあるのも有力な傍証とみられる。『全註釋』説を「文字の上からいえば無理がない」とする稲岡の追認は妥当だろう。

さらに、この点に関して注意すべきは、「甘」の字の集

中における使用法である。この字は当該例をのぞくと、「甘南備」(巻七・一一二五など)、「甘管備乃」(巻十三・三二二七)と、いずれも地名カムナジのカムとして使用されているから、当該二首の「甘」についても、音仮名カムとして理解するのが穏当だろう。すると、「半」についてもおなじ音仮名として理解する『全註釋』説は、いつそう可能性のたかい訓みと判断できる。

集中にハニカムの確例がないことはいくらか問題のようであるが、『日本靈異記』上巻第二などにみえ(『全註釋』、また『新撰字鏡』)にもとられているから、上代語であることは確実で、萬葉歌の訓読に利用可能な語彙とみとめていいだろう。類用の動詞でないために集中唯一の特殊な表記がなされたと考えるならば、むしろ用例のないことは、ハニカム説にとって有利な材料といえるのではないだろうか。さて、①の結句を「ホウシハニカム」と訓めば、助詞の訓添も不要となり、係助詞モ(毛)を表記する②とよく照応する。また、②の結句を「イマシモハニカム」と訓むのは字余りに即して無理であるが、これも『全註釋』にならって「ナレモハニカム」と訓めば問題は解消される。ナレには集中の確例(巻十七・四〇三一など)があり、可能な訓であろう。

以上、『全註釋』の試訓ハニカムが、種々の表記原則に

照らしてもつとも妥当な説とみとめられることをのべた。もちろん、訓みとして可能というだけでは作品解釈はおほつかないので、次節ではハニカムの妥当性を表現面から検討したい。

## 二 ハニカムの語釈

それでは、ハニカムはどのような文脈で使用されていることばであるのか、またどのような漢字と対応しているのか、この点を『靈異記』の例から検討する。同書の上巻第二は、欽明天皇の時代、美濃国大野郡の男が妻をもとめ歩くなかで美しい女を見つけ、合意をえて妻としたという話である。この妻は狐の変身で、それを察知した飼い犬が吠えかかるくだりでハニカムは使用されている。大系によって訓読文をしめす。<sup>(18)</sup>

彼の犬の子、毎に家室に向かひて、期尅ひ睡み皆<sub>ミ</sub>嘩吠ユ。家室、脅工惶りて、家長に告げて言はく、「此の犬は打ち殺せ」といふ。

傍線部の「皆」については、興福寺本の訓注に「如上又云波尔加美又云伊支<sub>ミ</sub>美<sub>ミ</sub>」<sup>(19)</sup>とあり、「ハニカミ」と訓むことがしられる。「如上」は、すぐうえの「睡」の訓注に「尔良牟」とあるのと対応するから、「皆」はニラムともハニカムとも訓むらしい。

この「睚眦」は中巻第五にも例がある。

「七人の非人有り、牛頭にして人身なり。我が髪に繩を繫げ、捉へて衛み往く。見れば前の路に樓閣の宮有り。問ふ『是は何の宮ぞ』といふ。非人、悪しき眼に睚眦逼めて言はく『急かに往け』といふ。……』といふ。

ある長者があゝの世へ行き、閻羅王と対面するくだりである。文中の「非人」は、生前の長者によって祭祀の供物となすために殺された牛の化身のことで、すこしあとに長者に復讐しようとの発言もみえるから、「睚眦」は怒りをしめす表現とみられる。この「睚眦」には、「二合ニラム」(群書類従本)という訓注がある。

また、中巻第三には異体字「眦」がつぎのようにみえる。子、牛の目を以て母を眦<sub>ム</sub>で言はく「汝、地に長跪け」といふ。母、子の面を瞻りて答へて曰はく「何の故にか然言ふ。若し汝鬼に託へるや」といふ。

凡人である吉志火麻呂が妻に逢いたい気持ちから邪心を起こし、母を殺して、その喪にかこつけて任期からのがれようとする著名な説話である。山中に母を連れこみ切り殺そうとするくだりに「眦」とあり、群書類従本にやはりニラムの訓注がある。『靈異記』において「眦」をハニカムと訓むのは、どちらかといえば異例に属する態度のようだ。

漢籍における「眦」の用法も、この傾向を支持するようにおもわれる。たとえば、つぎの『史記』項羽本紀の例などは適當だろう。

噲即ち劍を帶び、盾を擁し、軍門に入る。交戟の衛士、止めて内れざらんと欲す。樊噲、其の盾を側てて以て撞く。衛士、地に仆る。噲、遂に入り、帷を披きて西に嚮つて立ち、目を瞋らして項王を視る。頭髮上り指し、目眦盡く裂く。

漢高祖が項羽によって殺されかけた折、家臣の樊噲がこれを救うという鴻門の会の一節である。傍線部は樊噲が目をいからせて項羽の帷幕に乗りこむくだりであり、あきらかにマナコ、マナシリの意である。また、真福寺本『和名抄』に「末奈之利」、観智院本『名義抄』に「マナシリ」あるいは「ニラム」とあり、この字義は日本でも通用している。

一方ハニカムと訓まれる漢字には、『新撰字鏡』に「𦉳」など「𦉳」を部首にもつ一群があり、「齒重生」、「齒不正也」といった語釈が附されている。前者は齒が重なってはえること、後者は齒のならばが不揃いであることだから、齒の状態が普通でないというのが大意だろう。文学作品の用例はとほしい語彙であるが、中世の『字鏡集』にもほぼおなじ語釈がみえるので、通時的な語義とみられる。

『靈異記』上巻第二の「波尔加美」は、このような大意からの展開例とみられ、歯を剥きだしにして怒りの形相をうかべる様子をハニカムと表現したのだろう。また『靈異記』の「皆」は基本的にニラムと対応する漢字であるが、怒りの表情という共通点でハニカムともむすびつき、二種の訓注がほどこされたものと推測される。<sup>(2)</sup>

この展開をハニカムの側からみなおすと、『靈異記』にみる不安定な漢字と訓の対応は、この語が上代において安定した訓字意識をもちえず、『萬葉集』が「半甘」という音仮名で表記するしかなかった可能性を示唆する傍証となりそう。九世紀後半の『新撰字鏡』のころにいたって、ようやく訓字意識が安定するとみることできるだろう。

意味としては、『全註釋』が①の「釋」で「歯がみをしておこる意」とし、「坊さんがおこるだろう」と訳す。基本的には認すべきだが、ハニカムのムは動詞の活用語尾だから、推量の「だろう」は不用で、たとえば「坊さんが怒るから」などと訳すべきである。

なお、『注釋』は『全註釋』説を一案と評価しつつも、「ハニカムとあるべきところをハニカムとする點に——殊に次の歌(②)をさす——(稿者注)の場合——少し落つきかねるやうには思れる」とする。「ハニカム」ならばよく、ハニカムでは「落つきかねる」ということは、問題の

所在は、一首の末尾が推量形かどうかにあるとみられる。②の第四句は通訓「エツキハタラバ」と仮定条件であるから、たしかに結句が推量形でおわる方が自然であり、『注釋』の危惧にも一理はある。

しかし、ここで問題とすべきは「半甘」ではなく、むしろ第四句「課役徴者」ではないかとおもわれる。「動詞＋者」は未然形、已然形いずれも許容する表記であるから、「エツキハタレバ」と訓むことも可能であり、そうすれば問題は解消されるからだ。

この訓みにもとづき稲岡がしめす「里長ガ勞役ヲ強制スルノデ、齒ヲムキ出シテ怒ルデハナイカ」(二三八四七番歌下二句)<sup>(2)</sup>という通釈にも不自然な点はない。已然形＋バを一回的、恒常的のいずれと解すべきかについては判断する材料がないが、ここでは、「ナレモハニカム」という行為が単なる法師の想像ではなく、檀越にとって体験の性格をもつ可能性がたかいたことを確認し、①との対応関係については次節でくわしくのべることにする。

当該二首は、たがいの急所をつき、揶揄する内容と目ざれている。追認すべき理解であるが、「互いの泣き所をあげばいて慰め合った」(『釋注』)というような含意については、実際はともかく表現のうえでのみとめるべきでない。結句をハニカムと訓む以上、相手を挑発し、揶揄の応酬をなし

た贈答歌として解釈すべきであろう。<sup>(24)</sup>

### 三 格助詞二の省略と「馬繫」の語義

ここまで「半甘」をナカム（はナカム）と訓む通説には疑問がおおく、『全註釋』の試訓ハニカムが妥当であることを検証してきた。そのハニカムは齒を剥きだしにして怒るといふ意味であるから、解釈上も破綻はなく、また『靈異記』における訓の不安定さを考慮すると、「半甘」という特異な音仮名表記との対応も得心しやすい。この点を確認し、つぎにはもうひとつの論点である、①の第二句・第三句の連接に関する検証をおこなう。

さて、①の第二句、第三句については、「鬢乃剃杭」のあとに格助詞ニが、「馬」と「繫」のあいだに格助詞ヲがそれぞれ省略されており、「ひげの剃り杭馬をつなぎ」の意とみるのが通説である。しかし、はやく森野宗明が「(ニ)は省略されにくい」とのべ、近時も柳田征司が「格助詞「を」が表れないことは一般的であるけれども、格助詞「に」が表れないことは一般的でない」と指摘するように、ヲはともかくニは省略しにくい格助詞と考えられるから、この通説には再考の余地がある。

なお、森野や柳田は主として中古以降の例にもとづいて格助詞ニが省略しにくいことをのべているが、上代の韻文

に即しても工藤に同趣の見解があり、山口佳紀も「二という助詞は、簡単には省略できない」とこの見方を追認する。もちろん『萬葉集』の場合、工藤自身もみとめるように、「訓の決定と助詞の省略の判定とは多くの場合循環する」のであるから、この論を前提とすることには慎重でなければならぬ。

しかし、ニが省略しにくいことはたしかだから、省略をみとめずに一首の表現を説明できるのなら、その方が日本語構文上、妥当であることはまちがいない。ならば格助詞二の省略の可否について、その蓋然性の有無を検討することは、当該歌の表現を解析するために必要な手順といつていいだろう。工藤のつぎの指摘に注目したい。

馬繫とは延喜式典葉に見える植物名「狼牙」であろう。これは和名抄に古末豆那岐、本草和名に宇末都奈岐とある、茎に直立して開出毛あるをもってひげの剃り残しに譬えたもの。法師らの剃り残したひげはさながらウマツナギだと歌ったのに違いない。ソリクヒ・ウマツナギと名詞をならべたところにも軽い律動が感ぜられておもしろい。<sup>(25)</sup>

工藤はウマツナギを「馬をつないで」の意に解さず、薬草「狼牙」とみとめる。たしかにこう解せば、格助詞二の省略をみとめる必要がなくなるから妥当な見解だろう。

また、この見解に即せば、「ひげ」から「馬鬃ぎ」へという連想の脈絡も明瞭となるようにおもわれる。従来この脈絡を明確にしめず注釈書は存外すくなく、むしろ『窪田評釋』が「甚しい誇張である」と評するあたりに、説明の困難であることが端的にしめされている。たとえば『釋注』のつぎのような解釈も、どれほど説得的だろうか。

小さくてこまかい剃り残しのひげと大きな馬とを取り合わせたところからかいかいの効果がある。そして、馬を持ち出したのは、檀家衆が馬で運ぶ布施物を嬉々として取り込む僧侶の姿から暗示を得ているのではないかと思う。

この説明のうち、傍線を附した「そして」からあとは、可能性としては考えられるが、想像の域をでない。すると「小さくてこまかい剃り残しのひげと大きな馬とを取り合わせたところからかいかいの効果がある」という点が眼目となるが、この連想は『窪田評釋』がいうように飛躍がおおきく、だからこそ「そして」以降の文脈が必要となるのである。法師のひげの剃りあとから、形状のちかさによってウマツナギが想起されたとみる工藤の理解の方が、連想過程の把握としては穏やかではないだろうか。

つぎに、①がひげの剃りあとを「剃杭」と、杭に寓して形容する点にも注意をはらっておきたい。この杭について

は、『角川古語大辞典』などが「先をとがらして土中に打ち込んだ材木」と説明するのにはがえは、細長い材木が地面からいくつも突きでている様子が、ひげの剃りのこしに似ているという連想が働いたと考えることができる。

もちろん、ウマツナギという名称から、馬をつなぐものとして杭が意識されたという側面もあるだろうが、法師のひげの剃りあと、ウマツナギ、杭の三種に共通する要素が外見である以上、基本的には形状のちかさによって想起されたとみるべきだろう。このようにおさえてみると、「誇張」が捨象され、連想の経路は理解しやすいものとなる。

また、形状に関してだけでなく、第四句「痛勿引曾」との接続という点からみても、ウマツナギという素材には再考すべき余地があるようにおもわれる。まず、ウマツナギが平安時代前期において薬草として利用されたことは、工藤のいうとおり『延喜式』第三十七巻典薬や、『本草和名』にみえることからわかる。

また、『出雲国風土記』の諸郡に「凡諸山野所<sub>レ</sub>在草木」の記事があるが、そのなかの仁多郡などの記事に「狼牙」がみえる。この草木の列記は、「草類は薬草として用いられたものを挙げてゐる。延喜（典薬寮）式に諸国から貢進させた薬草の品目とほぼ同じである」（大系頭注）から、「狼牙」は出雲から都に貢進される薬草とみられる。『出雲

『國風土記』が編纂された天平五年（七三三）と当該二首の制作時期はさほどはなれていないだろうから、①が詠まれたころには、ウマツナギは都で一般的に利用されていた薬草と考えられる。

ただし、どのように使用された薬草であるのかは、奈良時代や平安時代はおろか、中世までくだったてもなかなか判然としない。比較的はやくわかる例は室町末の薬学辞書『和名集』の記事で、「狼毒……日本ニテハコマツナキト云草ノ根也ト云フ」<sup>(30)</sup>とあるから、「草ノ根」に効用があったことがわかる。この「狼毒」という説明は、くだつて『本草綱目啓蒙』（小野蘭山編、享和三年（一八〇三））文化三年（一八〇六）刊）にも踏襲されている。<sup>(31)</sup>

さらに、『和漢三才圖會』（寺島良安編、十八世紀前半刊）をみると、「根苦寒、有レ毒」と根に毒があることをのべたうえで、「治スニ邪氣、熱氣、疥癩、惡瘡」<sup>(32)</sup>と、風邪、熱、吹き出物、腫れ物に対して効用があると記されている。ウマツナギの根は、利用の仕方によっては毒にも薬もなつたということだろう。

『萬葉集』の解釈に際して、中世末期から近世の資料を利用するには躊躇される面もあるが、『出雲國風土記』や『延喜式』によって上代から薬として利用されていることと自体は判然としており、薬効が千年のあいだに変質する

ともおもわれない。参考資料として活用することは可能だろう。薬効からみて常用の薬とみとめられ、当該歌のような即興歌の素材となるにふさわしい、生活に身近な草木とみられる。

以上のウマツナギの性質に、外見がひげの剃りのこしと類似するという工藤の指摘も加味すれば、一首の訓読と解釈はつぎのようなものとなるのではないか。

法師らが髭の剃り杭狼牙うまつなま痛くな引きそ 法師はにかむ

坊さんのひげの剃りのこしは、まるでウマツナギだ。そのウマツナギの根を引きぬくように、手荒にひげを引いたりするなよ、坊さんが怒りだすから。

既述のとおり、ウマツナギは根に薬効があるから、利用には地面から引きぬく必要がある。その性質をふまえた、「ウマツナギは引っぱるものだが、坊さんのひげはそうでないのだから、そんなことするな」という揶揄こそが、①の歌意なのではないだろうか。第四句「いたくな引きそ」との接続にも不審な点はなく、格助詞ニは省略しがたいという構文論からの射程は一首全体の表現にまでとどき、解釈を明快なものとする。

このように①の表現をとらえなおすと、従来その眼目と

されてきた「ひげの剃り杭に馬をつなぐ」という遊戯性は捨象されることになるが、この遊戯性の捨象という観点は、②との対応関係からみても首肯されるべきではないだろうか。「馬繫」に類するようなユーモアの要素を、②からは看取することができないからである。とくに「課役徴者 汝毛半甘」を「物納税への運搬その他は庶民に課されており、庶民はその徭役の過重に泣いた」（『釋注』）というように、檀越の生活苦に対する攻撃とみるならば、これはきわめて現実的であり、通説によるならば二首の落差はほとんど埋めがたいようにおもわれる。また題詞「戲嗤」との関係からみても、『集韻』に「戲、弄也」とあるように、この贈答歌に相手を揶揄し笑う意図があることは明白だが、その揶揄の性格が①は諧謔的、②は現実的と、表現レベルでの差異がおおきすぎるのではないだろうか。

この落差の解消は、当該二首の表現解析のために必須の手順とおもわれる。とくに本稿の展開に即しては、ハニカムという怒りをしめす表現と、戲嗤歌にもとめられる揶揄の意識とがどのようにつりあうのか、この点を加味して二首の関係を明確にする必要があるだろう。とりわけ、②の第三句を「エツキハタレバ」と訓む以上、里長の課役のものとめに檀越が激昂したという一幕はたぶん体験的性格をもつことになるから、「戲嗤」とハニカムには現実的なレ

ベルでの整合が期待される。

以上の諸点に留意するならば、課役、つまり庸・調や雑徭が、檀越にとつて賦役令によつてさだめられた義務であるという、表現との関係からはほとんど等閑視されてきた事實に、もつと目をむけるべきではないかとおもわれる。この事實をふまえれば、「課役徴れば汝なまもはにかむ」という法師の切りかえしは、義務の履行をよしとせず、激昂する檀越に対するからかいとみなせる。はたすべき義務をおろそかにし、立場にふさわしからぬ態度をとる檀越に対する非難は、揶揄と表裏の関係にあるとみるべきだろう。

このふさわしからぬ態度に対する非難・揶揄という視点を僧侶にあてはめてみれば、①は仏心を持つはずの僧侶が、ひげを引っぱられた程度のことと怒りだすという、その非寛容な態度を檀越がからかったうたと解すことが可能であり、②との表現上の落差は解消される。当該二首は、檀越と法師が各々自身の態度は棚にあげて、相手の態度は立場にそぐわないものだと非難したうたとみなせるだろう。たがいの逆上する姿を揶揄しあつた贈答歌という緊密な対応関係が看取され、はたからみれば五十歩百歩の罵りあいがあることが可能となる<sup>(3)</sup>。

## おわりに

ここまで当該二首、とくに①について、結句「半甘」の訓読と、「鬢乃剃杭 馬繫」の構文について通説の再検討をおこなった。その成果はつぎの二点に集約できる。

一点は結句の改訓で、新大系や『新校注』によって可能性は考慮されていたものの、通説「はナカム」におかれ、その価値をみとめられてこなかった『全註釋』のハニカム説を、『萬葉集』の表記法の面から再評価したことである。

もう一点は、格助詞ニは基本的に省略できないという構文研究の成果をふまえて、①の表現をみなおしたことである。以上の検討によって、①の解釈が即興歌にふさわしい明快なものとなるだけでなく、二首についてもより緊密な対応関係をみいだすことが可能となる。

「半甘」をナカム（はナカム）と訓む説、「鬢乃剃杭 馬繫」を「ひげの剃り杭に馬をつなぎ」と解する説は、いずれも例外を許容することで可能性が保持されてきたといつてよい。しかし、佐佐木隆が「問題の例が唯一の例外になつてゐる可能性はゼロではない。その可能性を重んじる際には、問題の例だけが例外となつた明確な理由を提示することが必要である。それができなければ、多くの類例と同様の例として問題の例を処理するほかない」とのべるよ

うに、例外を積極的に肯定しえないうたの場合、原則に即して解釈するのが妥当だろう。表記と構文からみると、当該二首などはその最たる例とおもわれる。以上の点を確認し、本稿を終える。大方のご批評を仰ぎたい。

## 注

- (1) 本文は『新校注』により、主たる検討対象である結句は訓をはずした。
- (2) 築島裕「万葉集の動詞の語尾表記について」(『萬葉集研究』第十二集・一九八四)、尾山慎「萬葉集における二合仮名について」(『萬葉語文研究』第二号・二〇〇六)。くわしくは後述する。
- (3) 『全註釋』、稲岡耕二「万葉集における単語の交用表記について」(『萬葉表記論』塙書房・一九七六、初出一九六七)など。『釋注』や新大系にも言及がある。
- (4) 工藤力男「上代における格助詞ニの潜在と省略」(『日本語史の諸相 工藤力男論考選』汲古書院・一九九九、初出一九七七)、同「動詞句から複合動詞へ——かざまじりあめふるよの——」(『萬葉語文研究』第八集・二〇一三)
- (5) 敷田説は『佐佐木評釋』の引用による。
- (6) 工藤「万葉集を読むための三つの視点」(『別冊国文学』55「必携」万葉集ための基礎百科』學燈社・二〇〇二)

- (7) 前掲2 築島  
(8) 前掲3 稲岡  
(9) 井手至「萬葉語「はた」の意味用法をめぐって——附「半手不忘」の解明——」(『遊文録 萬葉篇一』和泉書院・一九九三、初出一九五八)  
(10) 築島編『訓點語彙集成 第六卷』(汲古書院・二〇〇八)による。  
(11) 工藤「略訓」(『國語國文』第四十一卷十一号・一九七二)  
(12) 山口佳紀「音韻の脱落」(『古代日本語文法の成立の研究』有精堂・一九八五、初出一九七七)  
(13) 前掲2 尾山  
(14) 前掲2 尾山  
(15) 橋本四郎「訓假名をめぐって」(『橋本四郎論文集 萬葉集編』角川書店・一九八六、初出一九六二)  
(16) 前掲3 稲岡  
(17) ほかに新大系、『新校注』が一案としてハニカムを提示しており、いずれも可能な訓と判断する。  
(18) 大系は上巻の底本は興福寺本、中下巻は真福寺本。  
(19) 興福寺本の「伊支□美」の赤字については、群書類従本に「伊岐々美」とある。  
(20) 訓読文は吉田賢抗ほか校注訳『新釈漢文大系39 史記(二)』(明治書院・一九七三)によった。ほかに最古の版本である景祐年間(一〇三四〜一〇三八)刊本の影印(『史記集解』二十五史編刊館・一九五五)と、慶長古活字本(内閣文庫蔵本)を底本とする『和刻本正

- 史 史記(一)』(汲古書院・一九七二)も参観し、「目毗」および文脈に異なることを確認した。  
(21) 中田祝夫・林義雄編『字鏡集 白河本影印編』(勉誠社・一九七七)  
(22) 小泉道「漢文体説話集の語彙——日本靈異記の語彙研究のために」(『講座日本語の語彙第3巻 古代の語彙』明治書院・一九八二)は、『靈異記』の訓注は「唱導用テキストとして使う場合の正確なよみを指示したもの」で、個々の文脈に依存しており、かならずしも漢字との関係は統一的に把握できないとする。ハニカムも狭義の字義とは対応しない例とみられる。  
(23) 前掲3 稲岡。訓読に問題があるのは第四句よりも結句であるから、第四句↓結句の順に訓を決定していく態度には疑問がある。「動詞+者」の改訓を優先すべきだろう。  
(24) 「嗤」に対する反応として、泣くか怒るかかはパラレルな関係にあるとみられる。うたを応酬する例ではないが、敏達紀十四年八月の敏達天皇の葬儀に関するくだりで、蘇我馬子と物部守屋が互いの挙動を「而咲」(前田家本訓「アサワラヒ」)ったの対して、両者が怒りをおぼえ、「微に怨恨を生」じたことなどを念頭においていいだろう。  
(25) 森野宗明「格助詞」(『品詞別日本文法講座9 助詞』明治書院・一九七三)  
(26) 柳田征司「修行者あひたり」(『日本語の歴史2 意

志・無意志』武蔵野書院・二〇一一)。ほかに西田直敏「助詞(一)」(『岩波講座日本語7 文法I』岩波書店・一九七七)、北原保雄『北原保雄の日本語文法セミナー』(大修館書店・二〇〇六)、小松英雄『伊勢物語の表現を掘り起こす『あづまくだり』の起承転結』(笠間書院・二〇一〇)なども同趣の見解をしめす。

(27) 前掲4

(28) 山口「万葉集に無いことば」(『古代日本文体史論考』有精堂・一九九三、初出一九八七)

(29) 前掲4工藤「上代における格助詞の潜在と省略」

(30) 土井先生頌寿記念論文集刊行会編『国語史への道 土井先生頌寿記念論文集下』(三省堂・一九八一) 所収「和名集并異名製劑記(元和版)」の影印による。

(31) 杉本つとむ編『本草綱目啓蒙 本文・研究・索引』(早稲田大学出版部・一九七四) による。

(32) 和漢三才圖會刊行委員会編『和漢三才圖會 下』(東京美術・一九七〇) により、島田勇雄ほか訳注『和漢三才図会17』(平凡社・一九九一)も参観した。

(33) もちろん、このような贈答歌が詠みかわされる前提には、「二人の仲に親和関係が確立している」(『釋注』)という事情があるのだろう。「でない」と、ほんとうの喧嘩になってしまう(同)だろうし、そのようなうたが「戯嗤歌」として『萬葉集』にのこるはずもない。

(34) 佐佐木隆「ことばから歌へ」(『万葉歌を解読する』日本放送出版協会・二〇〇四)